主 本件上告はこれを棄却する 理 由

したものである。この二個の證據が一つは右判示犯罪事實の所謂積極的否認を、他 はその肯定を内容とするものであつて互に相容れない矛盾するものであることは所 論の如くであるが、かゝる相容れない矛盾する證據を綜合して、特定の犯罪事實を 認定するところに所謂綜合判断の妙味が存するのである。この場合援用した證據の 中その認定事實と相容れない矛盾する證據は綜合判断における心證形成の過程にお いて除去せらるとに至るものであつて心證の形成され事實の認定された結果より觀 れば、からる證據はその認定に不必要であり寧ろこれを妨ぐる點がないではないが 綜合判断における心證形成の資料としてはかゝる證據も必要とする場合があるので あつてその必要とする場合が如何なる場合であるかは理論上並に一般経験の法則に 従い具體的事案において裁判所が決定すべき判断事〈要旨〉項である。 本件において 原審はその専權に基き互に相容れない矛盾する所論二個の證據を必要と認めて援用 し〈/要旨〉これを綜合判断して、制示犯罪事實を認定しているのであるが右二個の證 據を綜合すれば該犯罪事實は叙上説明の如き心證形成の過程を経て優にこれを認定 し得らる」ところであって原審のからる證據の綜合判断による判示犯罪事實の認定 は理論上並に一般経験の法則によるも所論の如く不可能なことではない従って原審 が所論の如き相容れない矛盾する二個の證據を援用しこれを綜合して判示犯罪事實 を認定したから五言つてこれをもつて證據の法則に違背し判決理由に齟齬があると いうことはできない要するに原判決には所論のような違法はなく論旨は理由がな

よつて刑事訴訟法第四百四十六條に則つて主文の如く判決する。 (裁判長判事 三瀬忠俊 判事 井上開了 判事 小竹正)